

所 BULLETIN 版
DE LA

有 SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON 權

大日本監獄協會雜誌

大日本監獄協會

明治二十四年三月發兌

第參拾五號

● 會 告

一本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振込込みの事

一會費の送附及び會計に關する往復文書は

東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

一會計に關せざる往復文書は

東京牛込區北町卅番地主幹字川盛三郎宛

右會員各位に廣告致し候事

明治廿三年三月廿五出版權所有

明治廿四年二月二十七日印刷

明治廿四年二月二十八日出版

發行兼編輯者

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地

佐野 尚

印刷人

東京本所區外手町十一番地寄留

寺井 宗平

發行所

東京牛込區北町拾五番地

大日本監獄協會事務所

(逓信省認可)

(東京並木活版所印行)

大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼賛ヘルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
 - 一 監獄事業ヲ獎勵スル事
 - 二 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
 - 三 貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ獎勵スル事
 - 四 諮問及ヒ質問ニ答フル事
 - 五 監獄文ヲ彙集スル事
 - 六 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
 - 七 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
 - 八 監獄衛生ヲ獎勵スル事
 - 九 監獄協會トノ通信ヲ往復其他ニ關スル事
 - 十 各國監獄協會トノ通信ヲ往復其他ニ關スル事
- 第四條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究ヲ講義ヲ討論 談話等トヲ行ハスヘシ
- 第五條 雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ贈ル
- 第六條 雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ
 - 一 水會ノ事業ニ關スル事
 - 二 監獄ニ關スル法令
 - 三 監獄學并ニ歐米諸國監獄法講義
 - 四 統計ニ關スル事
 - 五 會計ノ通信又ハ寄書
 - 六 本會ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 七 推議員
 - 八 特別會員

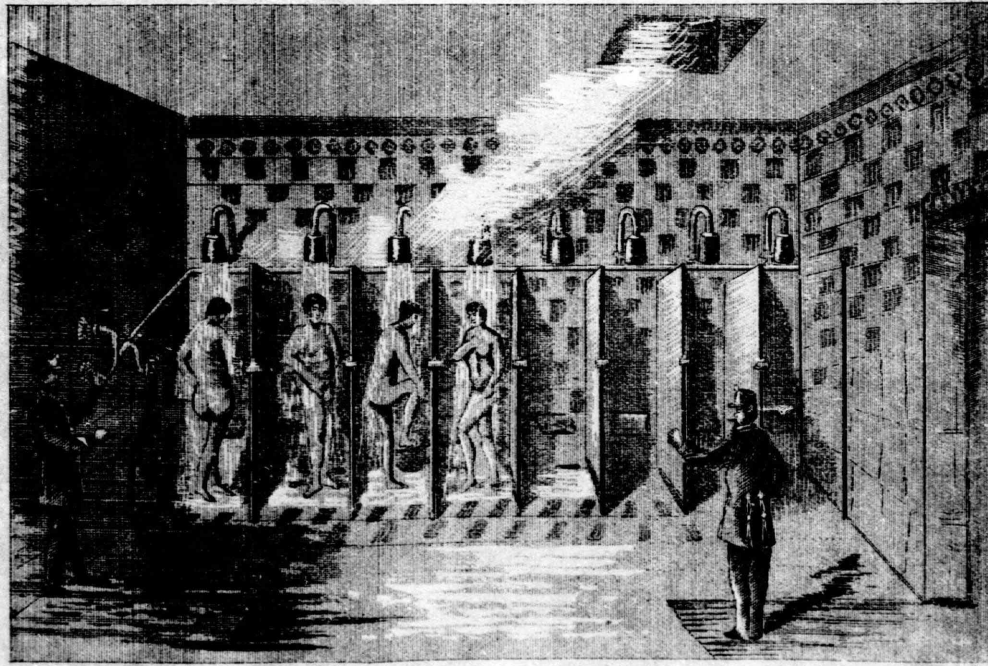
第參拾五號目次

- 第五條 維持會員
 - 一 正員 推議員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
 - 二 名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
 - 三 特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス
 - 四 維持會員ハ本會ニ關スル議事其ノ他一切ノ事務ヲ擔當スルモノトス
 - 五 正員ハ總會及ヒ常集會ニ出席スルノ權利ヲ有シ本會雜誌購読ノ義務アルモノトス
- 第六條 推議員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス
- 第七條 本會ニ於テ選舉スルモノトス
- 第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一 會長
 - 二 副會長
 - 三 庶務局長
 - 四 庶務委員
 - 五 調查委員
 - 六 特別調查委員
- 第九條 會長以下ノ役員ハ其ノ任期ナシ再選セラルルヲ得
- 第十條 推議員ハ總會ニ於テ改選ス但シ其ノ任期ハ總會ニ於テ改選ス但シ其ノ任期ハ總會ニ於テ改選ス但シ其ノ任期ハ總會ニ於テ改選ス
- 第十一條 總會ハ毎年四月二之ヲ開ク
- 第十二條 維持會員ハ毎月會費金五拾錢ヲ納ム
- 第十三條 總會ハ總會維持會員之ヲ行フ
- 第十四條 總會ハ總會維持會員之ヲ行フ

- 加入人名
- 官報
- 三件
- 特別會員寄書
- 問答
- 監獄則施行細則問答
- 譯
- 露國萬國監獄會議第二部第六開ノ答
- 罪惡上學理の適用に關する佛國博士デスハイン氏の意見一書
- 正員久野三吾二五
- 犯人生理學に本くの改正
- 正員佐野三
- 正員野村泰三
- 監獄官練習
- 通信
- 看守補助書授與
- 看守教習卒業
- 寄書
- 本會記事
- 案件
- 案件
- 案件

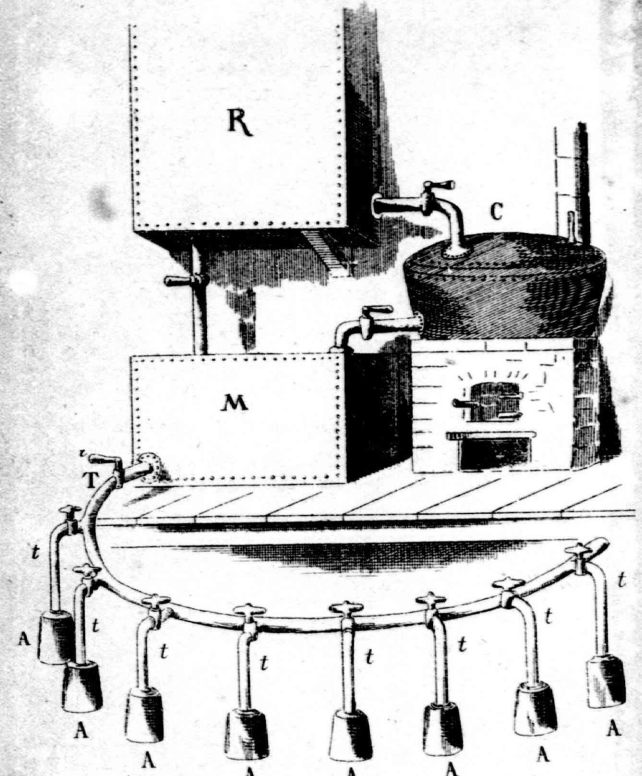
△専ら用ひらるに至れり本
 圖は佛國陸軍工兵中佐マ
 ンジン氏が親しくルーア
 ン分房獄に至りて實地に
 就き調査したるものとす
 此灌浴場構造に要せし總
 費用は千五百法なり而し
 て此方法には三利あり一
 は浴湯の費用を減し得る
 こと二は場所を廣く要せ
 ざるること三は長時間を要
 せざることは是れなり一四
 浴湯の量二十五リットルと五
 分時を費やせば則ち足れ
 りと
 此方法は之を「システムノーリ
 デラボスト」と稱す

佐野尚識



Etablissement de Bains-douches de propriété de la prison départementale de Rouen
 (Système du Dr Merry Delabost, créé en 1873, et applicable à toutes les populations agglomérées,
 casernes, lycées, cités industrielles, etc.)

佛國オール分房獄灌浴の圖



佛國オール分房獄灌浴の圖

R 水溜
 C 元湯
 M 湯溜
 T 管
 A 灌湯

分房灌浴の方法は佛國
 ルーアン分房獄監獄醫
 長博士メーリデラボス
 ト氏が千八百七十二年
 に監獄用の爲め發明し
 たるものに係る此方法
 に依るときは四千人迄
 は容易に灌浴し得べし
 此は現今にては監獄の
 みならず兵營、學校、百工
 場等多人集合する所には△

大日本監獄協會雜誌第三十五號

明治廿四年三月

○ 本年二月以來維持會員として加入せられたる諸君は左の如し

小泉保直君(神奈川縣典獄)

福原元資君(千葉縣典獄)

中村中君(宮城縣典獄)

村井高正君(愛知縣典獄)

濱田時郎君(和歌山縣典獄)

若山茂雄君(栃木縣典獄)

櫻井高尚君(長野縣典獄)

佃宣正君(滋賀縣典獄)

○ 本年二月以來正員として本會へ加入せられたる諸君は左の如し

鹿島縣有馬晋介君

熊本縣篠法典君

加入人名

(二)

群馬縣 山崎末吉君

宮崎縣 築波諦教君

兵庫縣 丹羽哲郎君 清水種吉君

千葉縣 郡山保定君

北海道廳 宮地東吾君

青森縣 百々良三郎君

官報

自明治二十四年二月十六日
至明治二十四年三月二十日

●內務省訓令第二號

廳 府縣 集治監 假留監

明治廿四年度當省所管歲出經費科目別冊ノ通り相定ム

但別冊ハ別ニ頒付ス

明治廿四年三月十八日

內務大臣 伯爵西鄉從道

●內務省訓令第三號

廳 府縣 集治監 假留監

明治二十五年當省所管豫定經費要求書ノ儀ハ明治二十四年度經費科目ヲ適用調製スヘシ

明治廿四年三月十八日

內務大臣 伯爵西鄉從道

●辭令

叙從七位

長屋又輔

任岐阜縣典獄叙奏任官六等

岐阜縣監獄書記 中川 靜

任福岡縣典獄叙奏任官六等

福岡縣監獄書記 木 戶 麟

特命全權公使 西 德 次郎

露國萬國監獄博覽會委員長ノ職ヲ奉シ事務勉勵ニ付其賞トシテ別紙目錄ノ通下賜ス

目錄 刺繡卓被 一箇

公使官書記官 大前 退藏

露國萬國監獄博覽會事務勉勵ニ付其賞トシテ別紙目錄ノ通下賜ス

目錄 金七拾圓

●雜事

監獄會議 長野縣ニ於テハ二月二十三日ヨリ各監獄支署長ヲ監獄署內ニ召集シ會議ヲ開キ因人ニ

關スル諸帳簿及工業取扱上ノ要件ヲ議シ同二十六日閉會セリ○靜岡縣ニ於テハ各監獄支署長ヲ

監獄署ヘ召集シ三月二日治獄上ノ協議會ヲ開キシカ翌三日議了閉會セリ○神奈川縣ニ於テハ三月

十一日各監獄支署長ヲ監獄署ヘ召集シ治獄上協議會ヲ開キシカ同十五日議了閉會セリ

獄務改定 山梨縣監獄ニ於テハ今般左ノ通り獄務ヲ改定セリ「看守以下勤務法ハ全員ヲ分チテ日

勤、晝勤、夜勤ノ三部トシ別ニ巡迴看守及補關員ヲ置キ晝勤夜勤ノ二部ハ一週間毎ニ交代シ各監

及炊事場各門監各見張所交番所ヲ擔當シ日勤部ハ裁判押送内外役業場詰ノ者トシ補關員ハ各部ニ

關員ヲ生スルカ若クハ臨時増員ヲ要スル場合ニ於テ補充スルモノトス。看守押丁點檢法ハ大點檢

(六九八三)

大日本監獄協會誌參拾五號

小點檢トシ大點檢ハ朝夕交代ノ際小點檢ハ各交番所勤務交代ノ際ニ於テ之ヲ行フモノトス。又從來ノ看守所ヲ交番所ト改稱シ適當ノ場所ニ看守押丁ノ休憩所ヲ設置セリ

特別會員寄書

○小原重哉君の寄書(承前)

毎年一月一日より十二月盡日まで一年の間監禁人の湊數表を製りて各地より政府へ上稟せる記式の稟啓ニテハ龍動府クレンケンウエル監獄詳細表第一表より第八表までの分は後編に載す

同

俟審中監禁何十人

四籍歳會何百何十何人

内

再犯何人 三犯何人 四犯何人

苦役人數

監獄房中にて九ヶ月服役する重罪者男何人 女何人

監獄都牆内服役

外出苦役

輕役

拘禁

續前細故により拘留或は下等裁判所當案候審中の者

監獄の條例を背きたる者

内

重鞭撲

重鎖を掛けて佇立する者

間室の罰に處したる者

減食罰に處したる者

一兩日房内に幽閉する者

「クランク」を廻轉せしめたる者

錠丸の罰に處したる者

終歲罹病者點視

同上

男何人

男何人

同上

同上

同上

男何人

同上

同上

同上

同上

同上

男何人

男何人

(七九八三)

大日本監獄協會誌參拾五號

特別會員寄書小原重哉君の寄書

畢歲間にて病人多き時
罹病者歳計何百何十何人

内

畢歲間殞命の者

男何人
女何人

同上

右毎年点視書に監獄の圖を副て政府へ進納する事

維多利亞府監獄の脉裁と政府へ申解の概略

州獄 改正獄 カンナー獄 徒役場 服役の長短に拘はらず

撫育所 本府に在る商船水夫は外征傭人英國治下の貧民を撫育する所なり

歐米人一人へ給付する七日分の食料

麵包七「パウンド」 正肉五「パウンド」の四分の一 野菜七「パウンド」 沙糖一「パウ

ンド」の五分の一 茶一「パウンド」の三十分の一 薪十四「パウンド」

支那印度人一人へ給付する七日分の食料

精製十二「パウンド」 魚物一「パウンド」の十六分の十五 二日分の食菜二「パウン

ド」の四分の三 茶一「パウンド」の三十六分の七 鹽二「パウンド」の三十六分の七

シヤボン同上 薪十四「パウンド」

歐米人寢具 但冬季

毛布 一陳 粗織毛布の蓋ひ 一展 席睡布 一展

支那印度人寢具 但冬季

毛布 一陳 莞筵 一展

寢具并衣服一人へ給付する畢歲間の入費

歐米人 六弗 支那印度人 三弗半

但罹病者は醫生の見慮に従ふ

苦役の種類

石工 道路修覆 鑿工 席工 船艦の古繩結き 寢具衣服の治繕 鍛冶 木

匠 泥工 皮革工 匠人 鋸匠 轄工 捲胎 竹工 織工 使漆 裁縫 均

字匠 瓦工 碑匠 儲書 塑匠 画工 銘工 牧養

此佗諸工伎

(未定)

問 答

本欄の問及答は固より私考に係るものなれば其當否を保てること能はざるは勿論尙ほ不充分のふと多かるべきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらる、諸君は提擧の勢を惜ま

編者 白

○監獄則施行細則問答（承前）

第八十二條 假葬シタル死亡者刑死者ノ遺骸ニシテ滿三箇年ニ至ルモ取引人ナキトキハ更ニ合葬スルコトヲ得但合葬シタルトキハ其墓標ニ石ヲ用ユヘシ

問 監獄則第三十七條に依れば下付を請ふ者なき遺骸は監署に於て假葬するものなれば施行細則に於て本則の明文に反し本葬を行ふは爲し得ざるものと爲し故に本條の合葬とあるは固より假埋葬の意ならん然れども既に合葬したる以上は其下付を請ふ者あるも下付し能はざるへし如何

答 監獄則に於て明かに假葬と定めたるものなれば茲に云ふ合葬と雖も尙ほ假葬たるの趣意は失はざるべきなり然れども合葬は實際本葬に異ならざれば本條は之を監獄則中に掲ぐる方妥當ならんか

第六章 書信及接見

第八十三條 在監人ヨリ發スル信書ハ書信紙ヲ用ヒシメ典獄之ヲ封緘遞送スルモノトス但郵便税ハ自辨トス

問 舊監獄則には書信紙の様式ありしに此細則にて之を削除せられし理由如何

答 在監人より發する所の信書に一定の書信紙を用ゆるを必要とするは單に檢閲上の利便を得んか爲めなけん何と云へば他に強ひて書信紙を用ひしむるの要なければなり而して檢閲上の利便とは何ぞ即ち直行順讀し次に逆讀斜讀の横讀する等に便利なるものとされなり故に書信紙の様式は必ず此利便あるものを選ふを要す然れども必ずしも全國一定に爲さるを得ざるか如き程の必要もなかるべきを以て其様式は地方に委し茲に示されざるものと思考す

問 書信は在監人より發するものなれば書信紙は無論在監人の自辨に属すべきや

答 郵便税は自辨とすどあれは書信紙は官費なるものと推して知るへし蓋し官の檢閲に利便あらしめんか爲め書信紙に書記せしむるものなれば其性質官費に属すべきものとす

問 書信紙の附與方に就ては一回一葉の制限を設くるを可とせるや

問 答 監獄則施行細則問答

答

通常の場合に於ては一回の書信に書信紙一葉にても不可なかるべし然れども逆讀斜讀横讀等の手順を爲すには豫め一書信紙の字數幾何と定むるを要すべし是れ餘り微細の文字は檢閲上不便多ければなり然るは則ち長文の書信を必要とする場合に於ては決して一回一葉にて足るべきにあらずるなり故に豫め一回一葉の制限を立つるは爲し得ざるまじらんと思考す

問

在監人より發する信書の封皮は舊監獄則に依れば某監獄署と書すべきものなりしか此細則に於ては其事を削除せられたり因ては在監人の姓名を書して發すべきものなるや

答

本條に典獄之を封緘遞送すどあれは封緘と遞送とは典獄之を爲し其封皮の氏名即ち囚人等の氏名は差出人自身に於て之を記すべきものと思考を蓋し舊監獄則に於ては都へて在監人に送る信書は監獄署名宛にて差出さしめ又在監人より親屬故舊等に送るものは監獄署の名を以て之を發する規定なりしが改正監獄則に於ては都て之に關する條項を削除せられたり是れ在監人の信書に對する監獄の干渉を檢閲上の必要事項のみに止めんとの主旨に外ならざ

るへし就ては信書の授受とも其授受者の氏名を明記するを至當と思考す

第八十四條 官司ノ訊問ニ由テ發信ヲ要スルニ當リ郵便稅ヲ

自辨スルコト能ハサルトキハ監獄費ヲ以テ支辨スベシ

問

一般人民に在ては官司の訊問に答ふるが爲め郵書を發するを要する場合と雖も無論私費を以て之を辨せざるを得ざるものとす如何に貧困なるも然るなり然るに囚徒となるに於ては自辨し難き時は官之を支辨すとは聊か權衡を失するなからんか舊監獄則に於ては悉く郵便稅は自辨とありて監獄費を以て支辨するのと全く之れなかりとなり本條に於て此事を設けられたる理由如何

答

親屬等に發する場合には郵稅なきが爲め發信を許さるるも官に於て差支なしと雖も官司の訊問に答ふるの場合に當り郵稅なき爲め答書するを得ざるときは大ひに官務に差支を生すべし故に特に官費を以て支辨するの途を開かれたるものと思考す但し果して官の都合の爲め此簡條を設けられたるものすれば若し答信せざるも官務を妨げざるか如き發信には本條を適用せざる方妥當ならんか

第八十五條 信書ヲ檢閱スルハ先ヅ直行順讀シ次ニ逆讀斜讀又ハ横讀シ不正不良ノ文意アルヤ否ヲ詳査スヘシ

問 信書を檢閱するは典獄のみならず刑事被告人に係るものは都て當該裁判官又は檢事に於て檢閱す然るに本條に「信書を檢閱するは」とあるを以て見れば裁判官又は檢事も本條に依り檢閱すべきものなるや如何

答 此施行細則は内務省令たり故に司法部内には其効力なきよと、思考を然れども獨り典獄のみ斯かる至精至密の檢閱を爲すも裁判官又は檢事の檢閱にして然らざるときは監獄管理上、多少の支吾を來すの恐れあれば裁判官又は檢事に於ても成るべく本條に依り檢閱せられんことを望まざるを得ず

問 外人より送り來る信書も本條の順序に依り檢閱すべきものなるや
答 勿論本條に依りざるを得ざるよと、思考す

第八十六條 在監人ニ接見セント請フ者アルトキハ典獄其氏名身分住所職業及緣由ヲ詳悉シタル上之ヲ許スモノトス
接見ノ時間ハ三十分時ヲ過ルヲ得ズ但死刑ノ執行以前及集

治監又ハ假留監ニ押送以前ニ係ル囚人ニハ特ニ一時間ノ接見ヲ許スコトヲ得

接見ヲ許シタル者若シ接見ヲ請ヒシ旨趣ニ違フ談話ヲ爲シタルカ又ハ姿貌其他形狀等ヲ以テ相通スルノ形跡アルトキハ之ヲ停止スベシ

接見ノ際ハ在監人男子ニ係ルトキハ看守長看守立會女子ニ係ルトキハ看守長女監取締立會フベシ

問 接見の時間は三十分時を過るを得ずとあり然らば辨護人と雖も均しく此制限を受けるものなるや

答 辨護人の接見に就ては其場所^〇は接見室にあらざるも爲し得るの取除けありと雖も時間に至りては別に取除けなきを以て均しく三十分時の制限を受けること、思考す

問 辨護人の如きは往々入込みたる事實を詳悉せざるを得ざるよとあるへければ三十分時の制限ありては差闊へあふん斯くては辨護人を許されたる旨趣

(六〇九三)

大日本監獄協會誌參拾五號

に反し甚だ然るへからざるものと思考す如何

答

辨護人の如きは最も事實を詳にするを要するものと勿論なれば決して通常の接見と同視すべきにあらざるなり之を三十分の制限内に置くは聊か妥當ならざるか如し蓋し死刑執行以前及集治監又は假留監に押送以前に係る囚人の接見には特に一時間を許さるゝにも拘はらず辨護人との接見に時間の特定なきか如きは其理由のあるところを知るに苦しまざるを得ざるなり依りては辨護人の接見時間は三十分の制限内に置かんよりは此第二項の但書中に加ふる等適當の修正を爲その優れるに如かずと思考す

問

接見を請ふの旨趣に違ふ談話を爲し又は姿貌等を以て相通するときは停止すとのを以て見れば一時停止し後更に又之を許すことあるべし然るときは其停止中の時間は三十分内に算するものなるや

答

接見者の不都合より停止せられたるものなれば停止中の時間は無論三十分中に數ふべきものと思ふ

問

本條に停止とあるは一時の停止と解せずして禁止の意に解する方至當な

るか如し如何

答

本條の停止は強ひて禁止の意に解せず慣例通り一時の停止と解すべきものなとん斯く解する方實際上亦至便なとんと思考す何となれば一寸と接見を請ひし旨趣に違ひたる談話を爲せし者の如きは一時停止の後更に之を許すに至當とそへく又姿貌其他形狀等にて相通するか如き惡意ある者に至ては接見を停止したる後典獄は其職權を以て接見の許可を取消すとを得なければなら

問

監獄則第三十五條に依れば接見は典獄の立會を以て許すべきものとす然るに本條には看守長看守又は看守長女監取締立會ふへしとあり然るは典獄の立會ふ上に尙ほ又此立會人を要するや

答

監獄則第三十五條は専ら接見許可のものを規定せられたるものなれば接見現場のあとは此規定外なとん蓋し典獄の如き劇務に當る者をして悉く接見時間中立會はしむるか如きは事理に於てあり得へかざるものとせばなり而して接見の許可は事重大に係るを以て典獄自身接見人に面會して之を許可するを要す故に三十五條の立會とは接見許可の場所に臨會するの意と解すべきも

(七〇九三)

大日本監獄協會誌參拾五號

のならん事理の上に於ても實際の手續より見るも斯く解すべきまど至當と信ずれども立會の文字の兩條にあるは穩當を缺くの感なきにあらす

第八十七條 辨護人トノ接見ハ接見室ニ於テノ談話ニテ事實ヲ盡シ難キトキニ限り訊問所ニ於テ之ヲ爲サシムルコトヲ得

病囚トノ接見ハ危篤ノ際ニ限り病室ニ於テ之ヲ爲サシムルコトヲ得

問 病囚危篤の際病室に於て接見を許さるゝは至美の恩典とす然るに刑事被告人と雖も病危篤なる場合あるへし而かも此恩典に漏るへきや病囚とのみありて刑事被告人及懲治人のことなきは如何

答 官の在監人を待つ固より公平ならざるへからず疾病等の事に關しては殊に然らざるを得ず依りて本條第二項に病囚とある因は囚人の囚と同意にあらずして監獄内に居るものゝ意義に解し然るへしと思考す聞く其筋に於ても此の如き解釋なるや否やは知るところにあらすと雖も刑事被告人及懲治人と雖

も病危篤の際に限り病室に於ての接見を許されたりと

第八十八條 在監人接見ノ時限ハ午前八時ヨリ午後四時迄ノ

間トス

問 病危篤の際の接見と雖も本條の時間内たらざるへからざるや前條第二項の場合の如きに於て此の如き時間の制限を守るは聊か酷なるやの嫌ひなき能はす而かも尙ほ許すことを得ざるものなるや

答 許すことを得ざるものと思考す蓋し何時たるを問はず深夜にても接見を許すか如きまどありては監獄の取締上容易ならざる影響を蒙るへきを以て病囚との接見も矢張接見時間内に限るを至當と思考す

問 日々外役に従事する囚徒も尙ほ本條の時間内にあらずされは接見を爲す能はすとすれば終に接見を爲すの時なからん如何

答 如何にも日々外役に従事すれば休役日の外接見時間あらずさるへし故に此の如き者に對し今日接見を請ふ者あれば明日に延ばし明日其囚徒は内役に就かしめ置きて接見を遂けしむる等當局者の注意を要するまどなからん然りと雖

も病因との接見と云ひ外役因との接見と云ひ此の時間の制限あるか爲め多少
 穩當ならざるやの感なきにあつされは寧ろ此制限の如きは各地方の便宜に委
 かせらるるも可あらん乎若し夫れ本條を設けられたる主旨接見時間各地區々
 に涉り其間非常なる差異あるか如き弊を防ぐにあるものとすれば各地方をし
 て其便宜に由り定めたる所の時限を其筋に上申せしめ之に認可を與ふること
 と爲すも亦可ならんか

第七章 差入品

第八十九條 刑事被告人ニ差入ルヘキ飲食食物ハ酒及烟草ヲ除
 キ監獄内ニ於テ炊烹ヲ要セサルモノニシテ一日三回一人一
 食ノ量ニ限ル

問 本條に飲食食物とあるは専ら常食を指すものならん一日三回の制限も亦常
 食なるか爲めに起りしに外ならざるへし就きては本條の飲食食物は常食並に滋
 養品に限ると解し然るべきや

答 然り

問 差入の食物ある者には官より食物を給せずして可なるや

答 官給の食物を仰かざるも充分なりとの認めあるに於ては官給するに及ば
 ざるへし又若し幾分か不足すると認むるときは之を補ふ丈けの食物は與へさ
 るを得ざるものと勿論なり

問 差入食物は其差入の都度飲食せしむるも差間へなきものなるや

答 既に常食又は滋養品なるが爲めに之を許すものなれば其食時も又常食の
 折に食せしむべきものと思考す是れ監獄の規律上頗る必要なるものとす而し
 て差入れ飲食物なき者と其座席を異にして飲食せしめ差入品を他に分つか如
 きことなからしむる様の注意肝要ならん

問 飲食物は酒及烟草を除くどあるを以て見れば烟草をも飲食物と見做した
 るあと、思考す此点に付ては聊か異見なきを得ぞと雖も此は姑く惜き兎に角
 飲食物中には酒と烟草とを包含しあり而して監獄則第三十八條には刑事被告
 人に飲食物を送ふんと請ふ時は之を許すと明記せり然るに此施行細則に於て
 飲食物中なる酒及烟草に限り差入を禁せられたるは監獄則を犯すものにあふ

すや如何

答 酒烟草の差入の如きは監獄規律上決して許すを得ざるものとす此の如き監獄取締上害あるものを禁し及其分量を定むるか如きは即ち監獄則施行上必要の規定なれば施行細則に於て之を細定したればとて監獄則を犯すものと云ふへからざるなり然れども刑事被告人其人に取りては酒及烟草を禁せざるは實に重大なるものとすれば其禁止は監獄則に明掲ある方妥當ならんか

問 案のみ又は飯のみの差入にても許すへきものなるや

答 許すへきものと思ふ

議 譯

○露國萬國監獄會議第二部第六問ノ答 (承前)

曉馬國ヴリツスセスリール監獄典獄 アムミツペール述

正員 加地鈔太郎譯

余は監獄官及警察官に於て余か經驗の誤らざるを認知せらるへしと信を當に之

を信するのみならず彼等の多くは自己の經驗に基きて此の不可販善說に反對し以て此純然たる經驗的の領内に斯る純理空論の侵入を防禦せられんあと余の希望に堪へざる所なり

是故に余は此絶對的の不可歸善說に反對するものなり隨て此の不可販善者に適用せんとする死刑終身刑等の如き絶對的の手段にも亦反對するものなり然りと雖も余は此說を爲すと同時に今日まで施したる遷善感化の方法にして罪人に何等の効驗をも及ぼさざりしもの少なしとせず加之罪人の種々なる特徴を設け罪人の種類に従て刑の適用方法を異にし毎に犯罪を事とせる者に對しては社會を保護するの途も亦一層強大なとざるを得すとの説は實に善良なる方針に向ひつゝあるものなりと信するなり是等の點に付立法官に貴重なる教示を與へ有要なる材料を供するものは監獄實際の經驗より宜しきは莫し因て左に余か曉馬國の監獄に於て得たる經驗の概畧を陳述すへし

曉馬の監獄に於ては

一 在監者百人に付二三人は瘋癲又は白痴にして犯罪及刑戮の何ものたるを明

に辨別せざる者なり、噓馬の刑法に由れば白痴者は罰せらるゝ、よとを得、然れども刑は減輕の上適用せらるゝものとす

二 在監者百人に付凡そ十人は精神の容体疑はしき者なり之を細別すれば

(イ) 癡病、昏迷病、古るき微毒、手淫等の患者及其他腦の官能に關係ある病症の者
(ロ) 確然たる病あつさるゝ頻りに類似の罪を犯す者、此種の者に最も多きは風俗罪なり、其他放火罪、財産侵害の罪を犯す者亦多し

三 在監者百人に付二三人は盜、犯、及、詐、欺、を以て常業とする者なり、是等の徒は常に國中を横行して罪惡を事とし、表は正人君子の風を装ひ、内は殺人奪財も敢て厭ふの心なし、大膽にして憂心なく、姦智に長け正業を卑しむ、其獄内に在るや居常傲慢にして感化を嫌忌す、其過去の事に付ては之を知るもの少なし、蓋し噓馬の法律に由れば罪人に關する取調を外國に依頼するよとを許さゝればなり、是等の徒にして監獄に來るよと一回に止まるもの殆ど稀なり

四 在監者百人に付五六人は流、浪、者、及、酩、酊、者、なり、是等の徒は定まりたる住所職業なく、勞働を厭ひ乞丐を事として以て一生を送るものなれば事に臨み折に觸

れて種々なる犯罪を行ふ、暴行、放火、強姦、偷盜、追剽、詐欺等の罪は最も其得意とする所なり、故に久しく工役場、^{懲罰場}一種に在るよりは寧ろ一時監獄に在るを優れうとし、粗暴卑猥にして高等なる利益の何ものたるを知らず、感化の効驗も亦甚だ薄弱なり、其監獄に來るよと數々にして五十歳以前に其浮浪の生活を己むるもの至て稀なり

五 在監者百人に付凡十五人は慣行の盜賊、及、詐、欺、者、なり、是等の徒は恰も大都會の屑ども云ふべきものにして中には能力の頗る發達したるものありと雖も勞働を爲その精神に乏しく少年の時より種々なる惡風に感染し最も卑賤なる遊樂に沈淪し、自ら省るの心なくして己れの罪を他人殊に警察及社會に飯す、其獄内に在るや理屈を唱へ官命に抗し頗る厄介物たり、而して此徒に取うては犯罪は敢て生活の手段かりと云ふにもあらず又遊嬉の具なりと云ふにもあらず、其罪を犯すや多少勇氣ありて時としては通貨贋造罪又は殺人罪を犯すに至る、其長期の刑に處せらるゝや多少紀律に服従するを得て往々學事を勉め智識を廣むるに至るものあり、然れとも懺悔の情を表はすよと稀なり、其重なる缺點は

我意の強きに在り、平均六七回は必を監獄に來る而して四十代に至りて已むものは稀なりとす

六 在監者百人に付五十人は偶、然の犯人なり、是等の徒は強て勞働を嫌ふものはあらざるも疲勞の業を厭ひ、耐忍を要する業よりは無爲を尙ひ、定りたる仕事より不時の仕事をして悦び、定りたる住所よりは所々に漂流するものとを好み、妻を娶るよりは妾を畜ふるを優れりとし、規則立ちたる生活よりは不規則なる生活を善しとするものなり、左れば確固なる意思なるもの全く之れなしと雖も良能を具ふる者も亦之れなきにあらす故に時としては愛すべき善人ともなり又時としては恐るべき惡人ともなるあり、其罪惡と善行は一時意向の結果のみ、若し惡漢の手裏に陥るときは之に従順なる器械となり手足となるへし、己れの貧を天命に飯し富を得るときは朋友又は情婦と共に之を歡樂に費消するのみ、要するに其狀恰も大なる童子の如く理を以て欲を制する能はず、己れか行爲の結果を豫想する能はそ、其犯罪の最も多きものは詐欺と暴行となり、一たび刑に處せらるゝときは誓て二たび之に觸れざらんふとを期し、正直なる生活に立還ふんとす

の決心を爲して出獄するか故に暫時は其品行方正なりと雖も一朝惡念の萌ずとあれは復た之を制する能はそ、困難に遭ふとあれは復た之に耐ゆる能はずして遂に惡事に陥るに至る、故に其缺點は意思の薄弱なるにあるなり、此徒は罪を犯すは五六回にして五十代迄は絶へず之を行ふ

七 餘の在監人は各種の原素より成るのものにして或は情念之か原因となり、或は貧困之か媒介となりて遂に固固に繋るゝに至りたるか如き類なり、是等の犯人に付ても亦夫々區別すべき所あれども要するに其犯罪たる本人の生活上に顯然たる關係を有するものにあふざるなり、其獄に入るあと二回以上に及ぶものは至て稀なり

(未完)

○罪惡上學理の適用に關する佛國博士デスパイン氏の

意見一斑

正員 久野三吾 譯 東京

譯者曰く佛國の高名なる醫學者及び慈善家ブロスパー、デスパイン氏は心理學に基きて罪四の事に就き深奥なる研究を遂けたる人なり氏は曾て二大著書「一をプシーシヨロジ、ナチュレール」一を「ド、ラ、フナリー、オー、ホアン、ド、ピウ、フヒロアフヒツ

ク、ウー、ブリー、ス、メシアルマン、ブシーシヨロツク」等稱し共に四大冊を成すを出版せしか書中凡そ千二百頁は専ら罪囚の事を論ずるに用ゐたり

罪惡に對する學理の職掌は果して如何、罪惡の問題を説明するとに就き學理は如何なる補助を爲すべき乎、學理の職掌は甚だ明白なりとす、則ち或る自然の現象の研究に對する學理の職掌に就きて之を謂へば其顯象の内部の性質及び其現象を生じ出す所の法則を發見するを務め而して之に由りて其原因を追索するに在るなり、偕て罪惡の問題に就き吾人の照さるるを得ざる學理は何なるやと尋ねるに心の動作に關する都ての問題に於けるか如く等しく夫の心理學なり故に吾人か該問題を説明するに就き依頼せざるを得ざるものは罪人の心理上の研究なり此趣意の緊要なるは罪人を識るとは其正しき待遇に對し眞誠の守衛たるの事實よりして明なふん、こゝに謂ふ所の罪人を識るとは頗る能く知るゝ所の罪人の所爲を識るとに非ずして其所爲を行はしむる所の心理上即ち靈魂上の有様を識ると是なり蓋し罪人たるものは德義上の人に在りては最も烈しき嫌惡を感ずへき所の不道慾望に容易く靡服するものなれば其稟性に於て必ず不法なるもの

あらざるを得ず而して此不法は不道の所爲を行ひて毫も悔恨の徴候を表はさざる所の惡漢を見は夫の詩人及道德家か説く所の言に反して

讀者曰く詩人道德家は常に性善の說を信し罪人中に惡なき者を以て斯く云ふ歟 最も明白に吾人の目前に現はるゝなり

病者に對する合理の取扱を確保せんか爲には其病者か襲はれし所の機能上の疾病を究察するとの必要なると同じ道理に由りて罪人の不正なる精神上の有様是則ち罪惡を生じせしめたる所の德義上の疾病なりを究察するとまた必要なり然り而して罪人に德義上の疾病ありと云ふも夫の狂疾者に於けるか如き其性能に於て藥劑を要する所の疾病あるを云ふにあらす蓋し罪人の心理上の有様は狂疾者の心理上の有様の如く其知覺力の漸次凋謝に由りて損傷さるゝとなし故に罪人は決して狂疾者に比すべきに非ず

其れ然り罪人は假令へ其身体に於ては完全にして欲く所なきも心理上に於ては重大なる不合理を表示すると實に少かつす而して此不合理は智慧上の能力(即ち覺悟、記憶及び推理の能力、之を再言すれば回想力なり)に就きて之を探究すへからる罪人は德義力を賦與せらるゝと僅少なるに等しく智慧能力を賦與せらるゝと

僅少なる者少からずと雖も罪人をして罪人たらしむるものは智力の缺乏せる故に非ず反て智力は是等の危険なる人間の殆んど著明なる資質なりと云ふへし何となれば彼輩中には強大なる思想力に因らされは生し能はざる所の巧妙なる念慮を懷きたる大智の人あればなり抑も罪人の心理上の不法は只た能く或る慾望及び嗜好を起さしめ且つ其所爲の主義を造り成す所の精神の本性に於ける徳義能力に就きてのみ之を檢出するを得へし此慾望及び嗜好を起さしむると所爲の主義を造り成すとの二者は實に吾人の所爲をして彼の方角又は此の方角を採らしむるものなり

罪人の事を研究するに方りて第一に吾人の注目を促し又第一に都ての人に顯然たる所のものは人間の惡斜向あると及び其固有の不善とによりて生し來りしものにして他の人に於けるよりは罪人に於て甚た著しき横逆の心、是なり夫の暴なる情欲、憎惡、復讐、猜忌、怨恨等、及び暴なふさるも罪人に固着せる他の情欲、貪欲、快樂の愛、規則正しき生活の嫌惡、及び甚しき勞働の嫌厭等は皆、是より生するなり就中、規則正しき生活の嫌惡と勞働の嫌厭との二不善は特に罪人を獎勵して正業に依

らそして不道且つ惡むべき方法、即ち偷盜、放火、殺害等に依て其生計上の有形缺乏並に貪望する娛樂を満足し得べき手段を求めしむるものとす罪人に於ける是等の性情は實に顯然として都ての人の目に見ゆ然れども其毒惡なる情欲、其不道なる嗜好及び欲望は眞に罪人の心理上の不法を組成するものに非るなり蓋し是等の惡情欲、惡欲望は其有徳なる品行を止むるとなくして最も清廉なる人の心に感ぜらるゝ所の實證あり此事に關しては辨を費すの要なからん此道理は罪人の事を研究する者か單に横逆なる事、不善なる欲望等を其心に於て思考する人を見るも其人を以て徳義上に缺くる所なしと思惟するにあるに依て甚だ明白なり然りと雖も罪人に關する徳義不齊は他の點に就て大に之を研究せざるへからず罪人の心理上の不正は何處に於て存在するや之を曉會せんと欲せば徳義性能の正しき人にして若し横逆なる思想、不徳なる欲望の現出し來りたる時に際し其れ自身の有様を如何に見出すべき乎、何事か起り來るべき乎を考究せざるへかふす諸君即時に之を試みよ、良心則ち徳義能力、則ち靈魂の眞能速に起立し而して惡性に反する所の徳義感覺は是等の思想及び欲望の爲に衝動されすや實に徳義感覺

(二二九三)

は斯くして其れに對して負されし創傷の爲に鼓舞さる各人の之を有する力の度
に應じて多少反動するなり於是乎其靈魂中に善惡二感覺の德義上の爭鬭發生す
此爭鬭に惡の勝つもの之を罪人となす

○犯罪の原因佛國監獄協會雜誌

正員 佐野 尚譯

近來犯罪の原始を考究するに漸く盛んになれり其考究の結果は孰れも犯罪は
其の何たるを問はず三原因の作用に由るものなりとのを指示す三大原因とは
人類的社會的及び萬有的原因の三なりとす此三原因は時としては別々に作用を
起し又時としては集合協力して作用を起すことあり而して社會的原因の犯罪を
作るに於て尤も勢力あるは人の皆な許す所なり或人は一切の犯罪は其源悉く社
會的なりと云へり其言に曰く社會は犯罪を用意し犯罪人は唯之を實施するに過
きす故に現時の如き生活の度の不平均なるを適度に改良せば犯罪は全く跡を絶
つに至らんと然れども又社會の狀況甚だ調むべく痛むべきに陥りたる時は其影
響の及ぶ所は社會全體にあり然るに罪科を犯す者は其中の少數なる人に過ぎず

大日本監獄協會雜誌第五拾號

(三二九三)

而して此等の人を緊密に調査するに世人に比すれば身軀上及び精神上の異常變
態遙かに多きを常とせされは此等の人は生來已に犯罪人となるべき性の者なる
なり若し然らずして犯罪の唯一原因は社會的原因なりとせば同一原因の下にあ
りながら或は犯罪人となり或は廉直潔行の人たるの區別は何によつてか起るん
や而して此犯罪人となるべき性は一已人に具り存するものなれば直接に社會的
の者にあらず全く人類的の者なりと爲すものあり萬有的原因とは氣候の變化温
度の變易等にして此原因も亦犯罪の數と犯罪の種類との上に影響を及ぼすものと
多し例へば英國にて犯罪の最も多きは九月と十月とにして一月と二月とに至て
は最少の極に達するか如し又殺人罪は伊太利・コルシカ・スペイン等の暖國に多く
北方の國に少なきか如し而して愈々南方に向ふに隨ひ犯罪の數愈々多きを加ふ
るか如し尤も氣候の外に各國人民の遺傳の性其の生活の道文化開明の度等の原
因あつて國土同しかざるに隨ひ犯罪の多少及び其種類も異なるならんか假令
へ此等の原因なきも氣候のみにても犯罪の要因たるや疑を容れざるなり

○獄事雜纂

(千八百九十一年一月出版)
佛國監獄協會雜誌抄譯

○佛國犯罪者前科調查委員會 佛國に於ては千八百九十年七月二十四日司法省令を以て犯罪者前科調查委員會を司法省内に設置し同年同月開會式を執行したり其際同委員長たる司法大臣フワリエー氏は委員一同に告て曰く本會は元老院會議開會の前には必ず開會し同院に提出すへき議案を討議調査する爲めに設けらるものなれば諸士此意を諒せられよと

今該委員の氏名を舉ぐれば左の如し

元老院副議長カッー氏同ベーランセー氏同トラリウー氏代議士ギユイヨ、テセーギエー氏同ボワビエールラビエール氏同レイギエー氏司法省參事官ジャクカン氏大審院評定官ボワサン氏内務省參事官兼監獄局長エルベツト氏刑事局長兼特赦局長ジョー氏警視廳書記官長レービース氏法律專門學校教師レイレー氏巴里控訴院大代言師ブロッツ氏初審裁判所判事ギユイヨ氏檢事補ブレジョチー氏司法省分課長イヘルネー氏等なり

○智利國監獄上等議會 智利國に於ては千八百八十八年に監獄上等議會を司法

省中に設置し又其支會を各地方に設け且つ該會より監獄雜誌を發行せり其第一號の發刊は千八百八十九年六月にして爾來毎月發刊す其編纂委員は監獄上等議會委員ラファエール、カサノウバ氏、ニコラ、モンツウ氏並に監獄局書記マニウエール、ロドリキエ氏なり又上等議會委員及び地方支會委員たる人々は左の如し、會長司法大臣、委員上等裁判所長一人、サンチアゴ裁判官一人、重罪裁判所古參判事一人、サンチアゴ知事、監獄總監、サンチアゴ監獄監督官、其他大統領に於て三年毎に改撰する所の委員三名等なり(以上中央上等議會)地方支會長は知事委員は古參判事一人、大統領に於て二年毎に改撰する所の委員二名とす

○伊國契約放免規則 伊國に於ては千八百八十九年十二月一日勅令を以て契約放免改正規則を發布し其執行を司法大臣に委任したり

○萬國監獄委員會雜誌編纂委員 同委員長は露國監獄總監ウラスコイ氏、委員は佛國內務省參事官兼監獄局長エルヘツト氏、獨國內務省上等參事官ヤーグマン氏、伊國監獄局長ベルトラン、スカリアー氏にして同委員の書記は瑞西ヌーシヤテル監獄典獄博士、ギーヨーム氏なり

○佛國監獄協會 千八百九十一年一月に於ける該會の維持會員總計は四百十一名にして内佛國人三百六十一人外國人五十六人なり本年改撰したる役員は左の如し

會長大審院評定官ブチー氏、名譽會長元老院議員、學士會員ベランセー氏、同上等裁判所狀師組合長ベトロー氏、同法律專門學校教師ショウベルセー氏、同上等裁判所狀師ジョボワ氏、議員二十名其外書記若干名あり又調査委員長はラコワソタ氏、同委員はサウベルセル氏、ウバニエール氏等なり

○犯人生理學に本くの改正 (第三十三號の續き)

佛國ニークス控訴院評定官

ルイー、フロアル氏述

正員 野村 泰 亨 譯

犯人生理學派の言に云く刑罰と犯罪とは相比準して適合せしむ可き者あり故に刑罰を適用するには犯罪の輕重に由る可らず宜く被告人の性質の正邪に由るべきなりと凡そ刑罰を犯罪に比準して適行するの事たる至難は則ち至難なりと雖も得て行ふ可らざる者にあらす顧ふに刑罰を施すには先づ須らく二要素に

留目せざるへかゝす一に云く犯罪の爲めに人の權利を害したるの輕重なり二に云く主謀人の性質の正邪なり夫れ立法者は社會に損害を致すの多少に隨て犯罪の事件を類別し法官は犯人の祖先年齡より犯罪を誘導したる起因及び其智能發達の度に至る迄皆之を詳にして犯人の有罪無罪を審判すべきなり然るに審判に於て犯人の刑法上責任あるや否を鑑別するに専ら之か性質の邪惡隱險なるに由らんと欲せば此審判誤る無かゝんと欲するも豈得へけんや夫れ教育治かゝすして知慮に乏く且家に餘財無きの貧人は之を教育具はりて知慮あり且富有なるの人に比すれば其社會に危害を致すや蓋し甚き者あらん然らば前者は之を酷罰し後者は之を緩恕せざる可かゝざるや犯人生理學者は斷言して云く有罪無罪たるを明究するを廢し宜く犯人の恐怖の念を發するの多少を檢覈して其罪の有無を推知すへしと故に窮乏や淺智や凡そ虛靈學派の採て以て心の責任を斟酌する一切の狀情は伊太利犯人生理學者に於ては反て之を加重の狀情と爲す豈奇なふすや

(未完)

監獄官練習

監獄官練習所に關する事項にして世に公するも有益無害なりと認むるものハ其筋の許可を得て本欄に登載す 編者白

●監獄官練習所第二回終業式

明治二十四年三月三十一日午前十時三十分を以て東京集治監内監獄官練習所に於て第二回監獄官練習終業式を挙げられたり其次第を概記すれば左の如し
石澤所長先づ各練習生へ卒業証書を授與す

次に内務省警保局次長大浦兼武氏左の如く演述せらる

●大浦警保局次長演述(速記)

本日の卒業証書授與式には兼ねて内務大臣閣下又は内務次官閣下の中孰れか臨場せらるゝ積りてよさりましたか臨時捨て置かれぬ御用向て今日は遺憾ながら臨場せられぬてよさります又警保局長は先日來病の爲めに現今轉地療養を致して居りまして是れも今日は臨場致しませぬ

偕て本日諸君が卒業になりましたに就て一言陳述致したいと思ひます數箇月間諸君が刻苦勉強致されました結果は即ち今日一同恙なく此卒業証書を受けられました誠以て諸君の爲めに賀すべきおとよさります、曩きに全國の典獄を召集されました監獄大體のおとを夫れ夫れ練習になりましたか此は則ち政府に於て監獄の改良には最も注意せられて進歩せしめらるゝの趣意てよさります故に諸君も亦昨年來茲に第二期の召集に應せられました而して教官諸君の尤も勉強せられ又諸

君も充分に御注意熱心の爲めに此の如き目出度い卒業式を挙げらるゝ譯に至りました此上それそれ御歸縣の上は何れも職務の上には典獄たる長官かこさりますから其指揮命令を能く御守りになつて而して充分に此政府で監獄改良に注意して居らるゝ所の趣意を失はれず充分御勉強に相なさんおとを希望致します聊か一言を述へて祝辭に代へます

右終て石澤所長は左の祝詞を朗讀せらる

維時明治廿四年三月三十一日茲に本所第二期受業生終業式を舉ぐ諸子は昨廿三年十月二十日を以て業を始め爾來月を閲すること六、其間一二月の交流行性病魔の侵す所となり一時業を止むるも僅に旬日にして復皆業に就くを得前後一百六十日能く規に遵ひ矩を踐み孜孜學科を脩め課程を終へ一二の病者を除くの外前期の試験に在ても頗る好績を呈し本期試験に在ては最も好果を收め本日卒業の榮を負ふたり

諸子は今將に此榮を負ふて任地に歸さんとする然れども其榮たるや是れ諸子か功績を舉ぐるの第一地步にして所謂萬里の行今一步を始むるもの諸子の前途頗る遼遠なり本日茲に其授業を終ふと雖も諸子の業は宜しく將來に在りて幾多の日月を費し幾多の精神を消するの後に於て全ふすべきなり嗚呼諸子の任重且大と謂ふへし

凡そ事物の改良を圖さんど欲せは多少の困難あるを前知せざるへかゝす況んや監獄改良の舉に於てをや前途幾多の岩礁洋中に埋伏して改良の針路を妨礙するおと少なからず諸子は須らく奮進之

(三九三)

か爲に阻屈するおとなく益々其途を進め其舵を定め彼岸に達せんことを期すへきなり然りと雖も又慢に快燄暴進するときは觸礁覆没の禍をきを保つへかからず能く其操舵を慎み主船者の指揮に遵はさるへかからず本日卒業の諸子願くは此意を休し孜々勉勵一は以て内務大臣の本所を設立せられたる趣旨を貫徹し一は以て地方長官の諸子を撰擇したるの意に副はんことを希望の至りに堪ふ聊か所思を述べ祝辭に代ふ

明治二十四年三月三十一日

監獄官練習所長 石澤 謹 吾

右に對し授業生總代松本悦之助氏の左の答辭あり

本日監獄官第二回受業生卒業式を舉行せらるゝに當り所長は授業生に賜ふに祝辭を以てし且つ加ふるに前途に於ける箴規を以てせらるゝ筈に感佩に堪へざるなり敢て夙夜電勉園中の花に倣はす能く湖畔の松を師とし盤根を截り錯節を排し以て陶冶の恩と董督の績に酬ひ併せて以て箴規に背かさふんことを是れ慙むへきのみ謹て答ふ

明治二十四年三月三十一日

受業生總代愛知縣看守長 松本悦之助

次に御儲教師セーバハ氏の演説あり小河譯官口譯(速記)

諸君、諸君が従事せられたる此學科は已に本日をもって終結に至りまして茲に卒業授與式を挙げられましておさります諸君が此學期の間にかれまして一方ならず御勉勵と御注意を以て此業に従事せられたるを以て私の職務を全ふしたるは偏に諸君に向て感謝する所ておさります

此練習所は一ツの目的を達する所の手段である、諸君が此練習中に爲されたるおとを御歸りにな

りまして實際に行はるゝのか即ち修業の目的ておさりますから、どうぞ此修業の目的を御盡しにならんことを希望致します、而して此練習中に諸君が御學ひになりました事柄を是か御實行にならうと云ふには必ず幾多の衝突もあるおとておさります即ち諸君が是から先きに御實行になるおとは一ツの改良的の事業である、凡そ改良的の事業には幾多の不便を免れぬおとはあるへきおとて多少の困難は感ずるおとておさりますや其一時の困難には打勝つ所の勇氣を以て進まれんことを希望します

私か諸君に御教授致しましたることは都て私か多年の経験上學理上に試みまして後に出来上りましたる所の一行政官吏の事業ておさりますから此政治を直ちに執て御實行になる上に就かしまして或は一二の個條に至ては實行し難い事もあるておさりますやか大体の個條に至ては其儘に變へずして御實行にならんことを希望致します

尙は終りに臨みまして一言致しますおとは諸君が健全なる身体と敏活なる精神を以て充分此事業に熱心従事せられんことを希望致します

右終て全く閉場の式を終りしは午前十一時なりき

●成績

今同卒業せられたる練習生諸君の成績は左の如し

監獄官練習

明治廿四年
三月

監獄官練習所第二回受業生試驗成績表

成績

日本刑法

監獄法本

監獄法逸

合 計

平均

職

名

氏

名

九〇 一〇〇 九〇 八五 九五 九五 一〇〇 九〇 九五 八〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇

八五 七〇 八五 八五 九〇 八五 八〇 八〇 九〇 九〇 九五 八〇 九〇 九〇 一〇〇

九 八三 九一 九〇 九六 九二 八一 八六 八四 八六 七七 八二 八二 七六 八五 七九

二九
二八三
二八一
二八〇
二七六
二六七
二六六
二六六
二六四
二六一
二五七
二五七
二五七
二五六
二五五
二五四

九
九
九四
九四
九二
八九
八九
八九
八八
八七
八六
八六
八五
八五
八五

警 高 滋 石 長 大 廣 岡 長 愛 靜 大 兵 庫 秋 兵 庫 沖 樞

[illegible][illegible]

宮	花	木	高	佐	德	林	和	山	石	優	優	優	優	優
原	房	名	松	藤	永	清	田	縣	川	坪	小	奧	江	筒
景		瀨	知	元	光	一	宗	齋	三	井	島	村	澤	井
明	教	禮	周	次	廣	郎	親	高	次	直	義	次	精	明
		助		郎						彦	則	郎	造	倫

四〇

八五 九五 七五 九〇 九〇 八〇 七〇 七〇 九五 七五 八五 八五 七五 八五 八五

八五 七〇 九〇 七〇 七〇 八五 九〇 九〇 七五 九〇 七五 七五 八五 九〇 七〇 八〇 八〇 八〇 七〇 七〇 八五

八一 八三 八一 八六 八一 八〇 八五 八五 七四 七六 八一 七〇 七五 七九 七七 七六 八一

二五
二四八
二四六
二四六
二四六
二四六
二四五
二四五
二四五
二四四
二四一
二四一
二四〇
二四〇
二三九
二三七
二三六
二三六
二三三

七九 七九 七九 七九 八〇 八〇 八〇 八〇 八一 八一 八一 八一 八一 八一 八二 八二 八二 八三 八四

京 高 千 青 三 京 三 鹿 岐 德 石 奈 宮 受 山 和 群 茨 警

府監	縣看	縣監獄	縣看	府看	治監看	縣監	縣監	縣看	縣看	縣看	縣監	縣看	縣看	縣看守	縣看	縣監	縣監	縣看
----	----	-----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----

[illegible]

岸田氏美
上田稔
阿部武之進
工藤襄
渡邊武直
廣瀬正義
三池俱
古垣宗次郎
伊東義路
粟田重作
內藤直太郎
高屋常三郎
三輪鑄三
武司重淵
山本生長
山本駿次郎
尾原勘作
加藤紀堅
神尾虎之助

黑獄官練習

成績

(四)

監獄官練習

成績

四

[illegible]

監臨官縛習

成績

[illegible]

(三)

六〇	七〇	七六	二〇六	六九	佐賀縣 看守長兼監獄書記	田尻彌太郎
六五	六五	七五	二〇五	六八	大坂府 看守長兼監獄書記	長谷川 巖
七五	六〇	七〇	二〇五	六八	埼玉縣 看守長	草刈次郎
六五	七〇	七〇	二〇五	六八	空知集治監 看守長兼書記	平尾信次
六〇	七〇	七四	二〇四	六八	富山縣 看守長	宇津井外五郎
六五	六五	七三	二〇三	六八	福島縣 看守長兼監獄書記	草野一二
七〇	六〇	七三	二〇三	六八	秋田縣 看守長	大貫忠直
六五	六〇	七三	二〇二	六七	釧路集治監 看守長兼書記	中原政彦
六〇	六五	七五	二〇〇	六七	北海道監 看守長	高畑甚次郎
七〇	六〇	七〇	二〇〇	六七	熊本縣 看守長兼監獄書記	宗像覺馬
七〇	六〇	六九	一九九	六六	警視廳 看守長	秋山平八郎
七〇	六〇	六九	一九九	六六	山形縣 監獄書記兼看守長	黑金運八
七〇	六〇	六八	一九八	六六	福井縣 看守長兼監獄書記	舟橋久永
六五	七〇	六二	一九七	六六	樺戸集治監 看守長	幸島謙太郎
七〇	六〇	六一	一九五	六五	福島縣 監獄書記兼看守長	橋本利邦
六〇	六〇	七一	一九一	六四	徳島縣 看守長	小原正安
六五	六〇	六六	一九一	六四	千葉縣 看守長兼監獄書記	大須賀光顯
六〇	六五	六五	一九〇	六三	鳥取縣 看守長	山本忠雄
六〇	六〇	六四	一八四	六一	宮城縣 看守長	佐藤勝治

備考 平均ノ端數ハ四拾五人ノ法ヲ用ヒ同点數ハ從前ノ番号順ニ據ル

●懇親會場の祝詞 三月二十九日の日曜日をトして監獄官練習所受業生諸氏には芝公園内紅葉館に於て懇親會を催ふされしか今其席に招請せられたる小原敦官の祝詞を得たれば左に掲ぐ

今日は盛饗を開かれて御招きを辱す實に此の歡ひは胸に滿ち万謝申盡し難きとなり今までの限なき歡はやかて受業生諸君と袂を分ち手を分つ爲めの献酬宴なぐんされは寧ろ言は無ふして別るゝに忍びんや是に於てつゝまらぬことを申連んと欲す諸君は長ゝの間小生か如き記聞の學より出たる淺はかなる講話をよくも御辛抱ありて御聞なされたる段は小生に於て欣ひ極りなし其講話の中には兎角に固い詞が多くありたる故嚙かゝ御聴取を煩したるならん今に思ひの安からざるを覺ふ其固い詞を用ひたるは別義にあらず獄制に關はる所の文字には我邦の古典にも固い文字を用ひてあれは務めておれに倣ひたるも事物の開くるに従ひそのみにてはなか／＼用文字か足らぬ勝なるを以て其用に足る程の詞を撰みて用ひざる可らず扱おれを撰み用ふるに當り格字熟語を用ひずして俚言なら俗語なぐ之に拘らずして用ひなは或は定義と事實の齟齬を生ずるの恐れあり且つや文字を見るおど須へからく猛將の兵を用るか如くすへしと申事もあり頼ひにおの語の意に従ふか宜しと思ひ定め資治新書杯に見ゆる獄制用の文字を探り來りて右にいふ足らぬ所を補ひたる故偏んな詞が多かりし因て今諸君に對しておれを茲に申明せざる却説て諸君は此度の課業を卒りて御歸任のおとなれば其事を行ふに就きては十分責任のある方々なるは言を待す然れども此を行ふ

(八三九三)

には肯綮のあるおどなるへしと思へり功の言美なりと雖も之を用はれは必ずやむといふ語もあれば老婆心なからぬの點に御注意あらん事を望む何故かゝる婆心を起す哉と御訝りあらんなれども事を行ふに至て難きものと思はるゝなり其あかしとして茲に一つの昔おどを引て申し述べん延喜帝の御時公卿が奢侈にして車服其令ありしと雖も之を用ひす一日亟相時平大臣美服して朝廷に出る帝大に怒らせ玉ふ時平退て閉門するおど一と月あまりふれを見て衆人其弊を改めふれを憤み守りたり是はされ潜かに時平に相談り玉ひて此のおどあり時平は實に罪を犯したるに非ず衆人をこゝす爲なりと古きものに見ゆ仰き尊き帝にわかせられても事を行ひ玉ふには此の如く大御心を惱まさせられたり況んや臣下の身にして其俱に事を行ふの肯綮を考ふるに於てをや斯る空口は先つ聞き諸君は課業已に卒りて日ならず將に御歸任あらんとす是れ固に御榮旋の事といふへし而して時は方さに花香能く蝶を酔はしめ柳花には鶯逐はんと欲とたゝめであるの好風光に際したり諸君よく神氣を養はれ御身體の和を全ふし給ひ益々御健康にて御國の爲め永く御職事に御心盡しあらんおどを切に望みて休まずつて小生は飽迄諸君の御健康を祈りこの蕪辞を以て豫め別れを惜むの情を述へ今日の御厚迎を謝し併せて祝詞にかゆる

明治二十四年三月廿九日

教官 小原重哉

通信

○看守精勤証書授與

山形縣に於て看守精勤證書を受けられたる人々は左の如し

早坂興明氏 水野信次氏 村田信五郎氏 大山良吉氏

高木重道氏 熊谷扶邦氏

右廿四年三月七日附與せらる

(山形縣監獄署報す)

○看守教習卒業

神奈川縣に於ては今般左の五氏看守教習科を卒業せり

萩原信清氏 家田正一氏 神山四三七氏 伊澤勝也氏

岡田彌五左衛門氏

(右正員 松田五百吉報す 神奈川)

寄書

○岡部氏の監獄則の疑義に答ふ

正員 山崎末吉 詳馬

本誌第三十三號に岡部君は監獄則第四十二條處罰第一項に就き疑問を述て曰く「若し無定役囚にして屏禁の罰に該當すべき犯則あるときは素より屏禁に處し可なるおどは等しく囚人なるを以て明晰なり従て坐作の役を課せざる可らざるか、無定役囚たるの本旨に違ふ嫌ひあり、然らば減食罰室の

大日本監獄協會誌第五拾五號

(九三九三)

罰に處せんか、減食罰室は屏禁の處罰より重し」と是れ岡部君は監獄則第四十二條第一項の解釋を誤りしものなり

抑も監獄則第四十二條第一項の屏禁とは閉鎖の義則ち他人と同席せしめざるを云ふなり故に四十二條第一項に曰く屏禁、晝夜他の監房又は役場と隔絶したる監房に獨居せしめ服役時間坐作の役を課す」と此文意を案するに唯他人と同席せしめざるに過ぎず故に服役時間坐作の役を課するとは定役者のみを云ふ義なり無定役囚なるときは假令屏禁の爲め他の監房に獨居するも無論坐作の役に服せしむへかゝす豈無定役囚に服役時間あるの理あらんや然らば則ち違法たるの恐れ決して之れなし次に定役者にして屏禁の處罰を受け坐作の役を執りしときは無罰囚人と同一の工錢を與ふるを以て正當となす何となれば屏禁の罰は敢て罰に依て役を課するものに非されはなり茲に聊か所見を述へ岡部君の質義に答ふ

○又

本誌第三十三號に監獄則の疑議を質すと題し正員岡部伊三郎君は無定役囚か獄則を犯せしときは屏禁の罰に處するは明晰なるも其罰期中坐作の役を課すると否と又其罰期中の工錢は給與すべきや否やに付質議せられたり余は卑見を左に答へんとす然れども謬見なふんを恐る會員諸君幸に教示を吝む勿れ

正員 二村 寧山

監獄則第四十二條罰例中屏禁は晝夜他の監房又は役場と隔絶したる監房に獨居せしめ服役時間坐作

の役を課すと明記しあり明文上より解釋する時は定役無定役を問はず一般囚人に適用すること勿論なる如くなれども抑も監獄則は刑法上の規定を執行するの規則なれば刑法に於て無定役と斷定せられたる者を如何に行政上の處分とは云へ之れに役を課し刑の結果を左右するか如きは決して爲し得へかゝさるものなりと余は斷言せるに躊躇せざるなり夫れ屏禁は晝夜寂漠なる監房に獨居せしむるを以て罰の主眼目的とし定役ある囚人には罰期中と雖も役を免すものに非すと規定せられたるに外なざるへし何となれば屏禁中役を課せしむる時は定役囚の如きは役の苦を免れんか爲めに或は殊更に獄則を犯し屏禁室に入るを欲するか如きふんを保せず故に之を防きたるものと信す然れとも明文上より解するときは疑議を生ずるも亦至當のことなふん依て余は晝夜他の監房又は役場と隔絶したる監房に獨居せしめ定役囚には服役時間坐作の役を爲さしむと其筋に於て修正せられ疑團をして速かに氷解せしめられんことを希望す

無定役囚には屏禁罰期中役を課するものにあらざるふん已に述べたる如し然るに定役囚屏禁の期中は罰に因て課したる役業なれば其れより生ずる工錢は給與するか否やに答へんに余は前段に於て述べたる如く役は屏禁の主罰にあらすとしたれば屏禁罰期中の役業より生ずる工錢と雖も監獄則に従ひ給與せざる可かゝさるものと思ふ

○又

正員 福澤勇太郎 東京

本案の要點は第一、無定役囚に屏禁罰を科するを得るや否 第二、若し之れに處する事を得ると

すれば坐作の役を科するは定役に服せしむるか如き嫌なきや否 第三、其工錢の處置如何にあり予は第一第二の疑問に對しては相對的の意見を有するものにして其工錢に關しては絶對的の見解を持せるものなり請ふ講究の勞を取り讀者諸君の判定を煩はさん

抑も本條は其意義明瞭一の疑點なきか如きも其範圍漠然たるか爲め茲に數多の論議を惹起せしめたり然るは吾人は如何なる方法によつて之を解し其精神を探究す可きか解釋學上裏面的の疑點即ち本案の如き場合には必ず論理上の解法によらざる可からざる事及び法文を解釋するには法條の前後を參照して之を解す可く孤立單獨と見做して解す可からざる事其原則なるは既に諸君の知るゝ所ならん然らば吾人今監獄則の箇條を論ずるに當ては宜しく本則の全体より觀察攻究す可く一條一句に拘泥して立論す可からざるは是れ諸君の許す所なる可し況んや本則の如きは囚人の自由と身体とに大關係を有するものと刑法と殆んど相類す彼の民法に於けるか如く引強の説を容す可からざるは又言を待たざるに於てをや故に吾人は充分嚴密に之を解釋す設令、法文にして條理に適せざるも如何に有毒結果を生ずるも亦設令立法者の意思は法文と反對するも他に抵觸する法規等あらざる以上は充分其法文を有効に解し一般に之を適用せざる可からず若し否らずして立法者の意思は如此故に該條は如斯解せざる可からずとて是れか當局者たるもの自由に解釋適用するものとあらんか百般の弊害はより百出せん是れ即ち法律解釋の惡きは法律の惡きよりも大害ありとの確言ある所以なり之を要するに解釋學の本義は立法者の意思を推測し立法者は何を意味せると云ふ立法論の如き境界に涉る

ものにありして何と法文により意味せざるゝかを推及すること其本職たるは吾人の注意せざる可からざる所なり論して茲に至り繼て本則第四十二條を參照せば諸君か心中又正當の見解を得るに難からざる可し

偕て本案屏禁罰の規定は如何其精神果して特別的の規定なるか將た一般的の規定なるか更に之を詳言すれば屏禁罰は一般の囚徒に對するの規定なるか將た定役囚に限るの規定なるか斯く々々の罪囚には如此罰を課すへし若くは課す可からずとの條規なき以上は之を一般の囚人に對して適用せるものと解せざる可からざるは是れ解釋學の命する所なるは辨を要せざる可し監獄則第四十二條に曰く囚人獄則を犯すときは其輕重を量り左の例に従て處罰すと茲に囚人となりて定役囚と限らず亦他に十六歳未満の囚人に於けるか如く無定役囚に對して行刑處分上の懲罰の設けあらざるを以て是を觀れば四十二條の屏禁罰は十六歳未満の囚人を除くの外は一般の囚人に對して行ふべきものにして獨り定役囚に限り適用す可き規定にあらざる事は猶第四十條賞譽の場合と同一なる事言を俟たざる可し是れ予は屏禁罰は定役の有無に論なく之を適用す可きものなりと相對に主張する所以なり於是第一要點は水解して自ら釋然たらん故に予は第二要點に向て是れか講究をなさん而して是れか講究をなすには定役と懲罰の區別を明かにするを以て捷路とす

定役は一種の刑罰なれば如何に謹慎改悛の情狀あるも刑罰にして免せらるゝ事あくんは定役も亦之を免する事なかる可けれ其反之屏禁坐作の役は一箇の獄則處分にして本刑に一も繫屬する事なきも

(四四九三)

のなれば其情狀の如何により典獄の意見を以て解罰と共に之を免する事を得定役は一種の刑罰なるを以て之を實行するに當りては本則第十七條の規定に依り内務大臣の認可を経ざるべからざるも屏禁坐作は獄則處分に過ぎざるを以て必しも第十七條の手續を要せず典獄の意見にて摘宜之を課し唯規定の服役時限に準ずるを以て足れりとす刑罰と云ひ懲罰と云ひ其強制執行の點に於ては彼是相異なるなきも法律上前述の如き差異ある以上は之を混同す可からざるや明けし然らば無定役囚に法律上其性質を異にする坐作の役を課するに於て何の不可かはあらん是れ予輩は無定役囚に坐作の役を科するは毫も刑法に矛盾ざるの嫌なしと論ずる所以なり然るに説を爲すものあり曰く無定役囚に屏禁の罰を科するは可なるも坐作の役は課す可からず屏禁の目的は科役にあらすして獨居にあればなりと此說一應理に適するか如きも未だ皮想の見解たるを免かれず請ふ少しく其誤謬を辨せん本則第四十二條屏禁の罰は恰も水は酸素と水素より成るか如く獨居及科役の二要素あつて始めて成立する者なれば若し其一要素にして缺乏する事あらんか忽ち本條の所謂屏禁罰たる性質を失ふや疑ひなし有機的物体は其全体皆生存に必要なか如く屏禁罰は獨居及科役の二あつて始めて存する者にして若し其坐役の一要素にして無かりせば其性質を變して本則第四十三條の獨慎罰と化すへし上來論述する所に依て之を觀察すれば無定役囚に屏禁の罰を科するの正當なるや明かなる可し故に予は第三點に移り工錢の處置に就て一言せん

屏禁役より得る所の工錢は本則二十二條の條文により之を作業者に給與す可きものなる乎其作業者

大日本監獄協會誌參拾五號

大日本監獄協會誌參拾五號

(五四九三)

に該當するもの定役囚にして未だ一百日を経過せざる者なる時は其屏禁役中の日數を現役日數に通算す可きものなる乎皮想上の見解にては之を通算し之を給與し得可きか如しと雖も之を前段論述せし刑罰と行刑處分と混同す可からざるの法理より論下せる時は如此斷定する事能はざる可し無定役囚は勿論定役囚と雖も一旦屏禁罰に觸れんか夫れより行刑處分に服するものなれば請願役若くは定役に服するものにあらす左れば其現役日數も停止す可く且つ給與工錢を得るの本源をも失ふを以て其工錢を取得するの權利も(給與工錢取得權利に就ては他日詳論する所ある可し)共に停止す可きは蓋し自然の數なる可し以て予輩は冒頭に示せし如く定役の有無に關せず絶対に屏禁役より生ずる工錢は之を囚人に給與すべきものにあらずと主張する所以なり會員諸君以て加何と爲す格言に云ふ理と共に考へ理と共に之を行ふと予輩本誌第三十三號に於て質議に接し今又本誌第三十四號に於て二氏の答辨を読み其説の區々一定せざるに驚き胸襟を吐露して同感諸士の明教を請ふと如此幸に其不敬を咎むる勿れ

○監獄巡閱官の常置を望む

正員 阪本 存 神奈川

今日の有様は於て政府が監獄事業の改良に鋭意なるおとは是れ一般の承認する所なれども唯吾々か常に希望して措く能はざる監獄巡閱官の未だ常置をき一點に至ては満足を表するを得ず遂に杜撰を願みす一片の私見を述べんとす

大凡法律命令なるものは總て大體綱領を制定するものなれば各地監獄管理法實際施行の狀態に至て

は精疎の差異隠然伏在するおとは蓋し往往にして免かれざる事實ならん役法の如き在監人衛生法の如き教誨法の如き此他一切の管理法を統一齊理せんとせば是れか實際に就き緻密の看察を下す所の常該者即ち監獄巡閱官を専任常置し定時に各監獄の巡閱視察を遂げ便否利害の在る所一々之れを指摘し而して各監獄を通して因襲の弊を除去すると共に一般法令の普及を圖るおと是れ今日監獄改良上緊急事項なりと信す

曩日(明治廿三年十一月六日)内務省中に監獄評議委員なるものを設置せられ監獄の建築其他監獄に係る重要事項を審議せしめらるるの舉あり是れ實に監獄改良精査審議の一着手とも云ふべきおとしして監獄事業の發達愈々是より鋭敏ならん誠に賀すべきのおとなり而れとも尙ほ吾々か望蜀の感なき能はざる所のものは監獄評議委員の聰明監獄事業重要事項を審議するに於て若々其の肯綮を得るおとは萬疑ひなしと雖も若し猶は一步を進めて評議委員會の顧問たり羽翼たふんとする所の専任者即ち監獄巡閱官を設け該官定時の巡閱に於て蒐集したる各種の材料案件と實際の狀況とを該會に具供せしめは該會参照の開廣真確を期するの上に於て幾層の利便あるべきなり若し私見なりとせば費用其他の點を折衷斟酌して左の如き方法に由り巡閱官を常置せられんおとを望む

第一 政府は(監獄則第四條、内務大臣は監獄巡閱官をして毎年春秋二回各集治監假留監及各府縣監獄を巡閱せしむ可し)と改定せられたきおと

第二 政府は監獄巡閱官に巡閱上相當の職權を與へられたきおと

第三 監獄巡閱官三人を専任常置せられたきおと

第四 府縣區域三府四十四縣を巡閱區に劃する時は錯雜を生すべきか故に控訴院の區域に依て巡閱區を別たれ即ち左の如く爲されたきおと

第一區 巡閱官 壹人
東京控訴院 管 東京集治監
大阪控訴院 管 兵庫假留監
名古屋控訴院 管 其他の監獄

第二區 巡閱官 壹人
廣島控訴院 管 三池集治監
長崎控訴院 管 其他の監獄

第三區 巡閱官 壹人
宮城控訴院 管 宮城集治監
函館控訴院 管 其他の監獄

以上は只巡閱官常置を熱望する一箇の私考より成るものなれば其の正鵠を得ざるおと勿論ならん姑く記して博雅の明教を俟つ

○歐米監獄の視察 正員 後藤祐吉 宮城

政府若々監獄に改良を加へ遠く師を獨國より招きて先には典獄諸君を集め今又書記看守長を集めて訓練せらるる故に歐米進化の獄を我邦に見る蓋し遠きにあらざるへし

ゼーバッハ師の功、直接に間接に其及ぼすところ廣大、余輩間接被薰陶者と雖も豈深く其勞を謝せざるを得んや然れども余輩は今一步を進めて師の薰陶をして一層の光輝を發揚せしめんか爲め清浦

警保局長と共に師黨陶の典獄諸君の内貳名を拔擢し歐米著名の監獄實地視察の舉あふんぶとを切望に堪へず若し此望み達する時に逢はば費用を本會全會員より醸出し本會役員中と會員中とより各一名をも派出すること亦難からざるべきか

比年我邦萬般事業の改良に當りてや比々當事者を歐米に派す監獄獨り此事なきは豈遺憾の極ならずや會員諸君以て如何と爲す

○個人的待遇

正員

印南於菟吉 東京

近時監獄社會に在て遇因上個人的主義を實行すへしとの説大に其勢力を占めたるものゝ如し而して其之を非難する者の言に曰く個人的待遇とは各個人の身上、罪質、犯狀等を省察し或る囚人に對しては之を寛待し或る囚人に對しては之を嚴待するの謂ひなり是れ果して能く監獄の体面を維持するを得べきものなるや凡そ治獄の要を得んと欲せば彼等をして確然其規律を遵守せしめ微小の過失たもあふは之を責罰し局に當る者も亦毅然其容を守て敢て一步も假借する所なくして始て其秘訣を得たるものと謂ふべきなり然るに各囚人に依て待遇を異にするか如きは是豈少くも以上の趣旨に背反するものに非ずやと又或る論者は曰く各個人に依て其待遇を異にするか如きは刑をして偏頗に陥らしむるの譏を免れず同一の自由刑に處せられたる者は同一の待遇を施さる可くす若し之に反して各囚其待遇を異にするか如きは是れ豈監獄の目的なぐんやと要するに前者は規律嚴正主義を經とし後者は公正主義を緯とするものなり然れども是等の説は決して其當を得たるものにあふざるなり請

ふ試に之を論せん論者の謂ふか如く個人的待遇とは各個人の身分行狀性質犯罪等を省察して之か待遇を異にするを云ふと雖も是等の點は毫も紀律の嚴正を妨けず又秩序の整理を傷けず紀律の嚴正秩序の整理は固と囚人を遇する上に於て一大要素也此要素は個人的待遇と撞着するものに非ず規律の嚴正は管理上必要の手段にして個人的待遇は遇因上必須の一要素なり兩者は當に矛盾せざるのみならず相須て初て治獄上の要訣を得たる者と云ふへし吾人は前者に由て監獄の威嚴を保ち其事務をして敏活ならしめ囚徒をして畏怖せしめ彼等をして不紀律なる生活より救済する事を得、後者に依て彼等の感化を計り彼等の遷善を促し彼等の懲苦をして有効ならしめ其長短得失を視察し機に乗じ變に應じ以て慰諭する所あるべく以て脅嚇する所あるべく彼等の真情を利用して良生活を營ましめんとする事を得へし兩者其一を缺けは眞個の感化遷善を計る能はざるか若くは矯正に於て缺くる所あるを免れず蓋し論者の此言あるは同一の待遇と規律の嚴正とを同一視したるの誤りに坐するのみ

個人的待遇と公正主義と相矛盾するとの論は是れ皮想の見のみ公正主義は個人的待遇に依て益を發揚せられ個人的待遇は能く公正の主義を全ふするものなり何となれば各個人、各其身性、行狀、犯行、健康を同ふする事なければなり若し之に適應せずして同一の待遇を施したるんには或る囚人は之に依て非常なる苦痛を覺へ或る囚人は却て安逸と爲すに至るふと必然たればなり是れ豈公正を得たるものならんや

(一九三〇)

大日本監獄協會雜誌第五號

前述の如く個人の待遇は各個人の身性罪質犯行健康如何を省察して以て適應の待遇を爲すものなれば作業上に在ては或者は慰戒して之を科し或者は強制して之を科し懲罰上に在ては或者は譴責を以て足れりとし或者は減食の罰に科すべく而して一時の發怒に乘じ兇器を弄し罪を得ざる者の如きは頗る無道なる破廉耻罪を犯したる者より諸般の待遇上大に寛にする所なくんばある可らず斯くしてさる個人をして刑罰の至正至嚴なる事を曉知せしめ犯行の念慮を消滅せしむべきなり之を施す先づ各個人を知るを最も必要とす何となれば其待遇は知を待て始めて之を能くすへければなり凡そ物は其困難なる所に利益多し個人的待遇も亦此範圍を脱せず即ち知の困難は明かに之を施すの困難を示すものなり嗚呼各個人を知るの一事實に多年吾人の腦漿を疾ましむるに足るものあり彼等幾多の在監人或は巧に佞辯を弄し以て獄吏を欺惑する者あり或は陽に純然正良の君子たるも陰に彈惡不逞の小人たる者あり要するに彼等は假面を被る者なり詐欺術の鹽奥を究めたる者なり司獄の局に當る者須く活眼を以て彼等の真相を看破せざる可らず個人的待遇も亦茲に至て愈々困難を極むと謂ふへし

余は特に茲に會員諸君の注意を請はんと欲するものあり即ち徒らに個人的待遇の範圍を擴充し法律規則を破るなからん事はなり其利用は規程の範圍内に在て逸越せざるに在り個人的待遇の降りは即ち愛憎なる事を注意せすんはある可らず本主義の利用は實に彼等の眞情を穿ち眞心彼等をして感化せしむるに在り若し一朝之を害用せば狂瀾又救ふへかたざるに至らん豈戒心留意する所なくして可

なさんや

○自由競争の世に當り如何にして犯罪者を

減少せしむべき乎

正員 大塚壽良

神奈川

予は大日本監獄協會の設立以來諸君と共に正員の列に在り雜誌の每號を熟讀するに先見卓説治獄上改良の方針を進むるに益あるや實に大なるへし欣然に堪えず於是平生亦默し難く爰に鄙文を願ひ聊か感せる所を記し以て會員諸君の明教を仰かんとせ

倩々近時我邦の狀態を察するに人智日に進み法律益々改良せられ文明の制度殆ど其極に達せんとす然れとも近來犯罪者の數日に月に増加す完全なる法律も之を減少する能はずして却て其増加を見るの傾向あるは誠に痛嘆すへきまことにあらすや是れ必ず一大原因の存するまことなるへし而して之を精密に研究せんとするは一朝一夕に能くし得へきにあらずれば予は單に我邦目下の景狀に依て聊か卑見を試みんと欲す

今夫れ我邦の大勢は大に西洋開化の文物を輸入して立憲政体も已に施行せられ人心は縱横自在に奔流し實利實益にのみ向て走るまことなれり故に狡黠詐猾まざるなく富む者は益々富み貧なる者は益々貧に德義人情地を掃ひ日に貧富の大劇戦を來さん此弊や如何に其和の國なるも免るへからず又如何に完全なる法律も防遏するまこと能はざるへし實に我邦目下將來の大勢は甚だ恐るべきなり夫れ斯る世に當りて犯罪者の減少を謀さんには如何にせば可なるか抑も刑罰の目的たるや大別して

(一九三〇)

大日本監獄協會雜誌第五號

自懲他戒の二主義と爲すへし故を以て當局者は夙に頭腦を痛め再犯を防ぐおとに汲々たり然れども獨り恐る其目的の實効なきを蓋し囚人在監中に在ては衣食住一の不足なし此の時に當り教誨師巧みに因果應報の道を説き妙に道理を講じたらにんは非を悔ひ過を改むる者蓋し少なからざるへし己に假出獄の恩典を受ける者も亦少なかつ然れとも唯園圖の中に呻吟する間のとにして一朝出獄の曉に至りては(富者は暫く閑き)家に餘財を蓄ふる者甚た少なきより獄内に在て衣食住一も不足を感ぜざる時と事變り先づ第一着に必要なるは糊口の道にそある而して之を求めんとするも素より獨立獨行の營業に従事し得されは勢ひ他人に依て生活を計らざるを得ざるなるへし是に於て舊知の人に頼らんか斯る惡徒の懇親なる者は概ね道德堅固の人にあふざるを以て知らず識す惡に染み暴を見習ひ先きの感化水泡に歸せるに至るへし然らば去て正當なる人に倚て活路を立てんと企つへしか人情如何に奇を好むも其人の履歷を聞て之を使役するおとを好まざるへし已に斯の如くんは止むを得ず姓名を詐り履歷を包むの必要を生ずるならん而して若し假りに之を装ひ得て若干の貯蓄を爲せしとせん乎舊友は之を傳へ聞きて金と與へすんは汝の舊惡を摘發すへしと脅迫するか如きは其常なりとす況んや虚事は顯れ易く長く其假面を装ひ得へき由もなかるへし若し舊惡露顯したらんには主人の放逐を受け身賴る所なく業營むの資なく進退維れ谷まるの有様に至るへし小人窮すれば茲に濫すの金言に洩れす[○]在監中に教を辱ふし僅に良心の萌せし身も今は雲と散し霧と消へ去て再び罪を犯し刑に觸るゝに至る然らば則ち刑罰の目的たる自懲主義の實効を保せんには在監中にあふすして出獄後

本會記事

にあり此説たる言に予の私見に止まらず佛國大學教授ルベエー氏も夙に唱道する所たり而して此出獄人を保護し再犯を防ぎ以て犯罪者を減少せしめんには所謂免因保護會社なる者及び貧民救助の方法を各地へ設定するを急務と爲すは多言々俟たざるなり然るに一時之か設定に關し其必要を感し有志者各地に起りしも今日は早く既に殆ど絶無の姿に至り未だ完全なるものゝ設けなきは如何是豈苟も國事に身を委ぬる人々の袖手傍觀すへきものならん哉然るに如何せん目下の世態は前述の如く自己の害利實益にのみ東奔西走他を顧みるの邊なきを以て反對論者は一聲の下に之を排斥して謂はん出獄人保護會社又は貧民救助の方法を設定するか如きは徒々に社會の良民に重大の負担を被らしめ遊惰の人民を養成するものにして所謂火を以て火を防ぎ水を以て水を防ぐの方法なりと然れども余は斯る言を信じて一國社會存在の基礎たる慈善道德心の貴重なるを捨つる能はざるなり以上に總述するか如きの惡風を防ぎ犯罪人を減少せしめんとせば先づ信誠篤實敬愛義俠の風を養成せざるへからず而して此の風を進めんには予は斷して宗教の力あるのみと答へん會員諸君以て如何と爲す

●總會延期 本會規則第十二條に依り本年四月に開くへき第三回定期總會の儀は舊來の維持會員各位及び役員協議の上延會のみに決定致し候此段會員諸君に拜告候事但し開會の期は追て報道仕へし

●事務所移轉 今般本會事務所を牛込區神樂町二丁目二十二番地に移したり
●發刊遲延 監獄官練習所記事掲載の都合ありし爲め本號發刊大ひに遲延致したり因て茲に會員諸君の諒恕を請ふ

●監獄官の任免異動

山形縣收稅屬 岡崎 金松君
任福島縣監獄書記叙判任官六等、上級俸を給與せらる

秋田縣監獄書記 木名瀬禮助君

獄務課長心得を命ぜらる

秋田縣看守長 竹内 千里君

警守課長心得を命ぜらる

秋田縣看守長
監獄書記

淀川 清君

免本官專任秋田縣監獄書記叙判任官六等、上級俸を給與せらる

秋田縣監獄書記
記兼看守長

兄玉親良君

免本官專任秋田縣看守長叙判任官六等、下級俸を給與せらる

秋田縣監獄書記
記兼看守長

北白川健爾君

任秋田縣看守長兼監獄書記叙判任官六等、下級俸を給與せらる

齋藤 懋全君

依願山形縣酒田監獄支署教誨師を免せらる

新田 靈湛君

山形縣酒田監獄支署教誨師を命ぜらる

宮崎縣監獄書記 立山 以與君

任宮崎縣屬叙判任官六等、下給俸給與内務部第

四課勤務を命ぜらる

筑波 諦教君

任宮崎縣教誨師、月俸拾貳圓給與せらる

長尾 長十郎君

任秋田縣看守長叙判任官六等、下級俸を給與せらる

本多 澄雲君

函館監獄署教誨師を命ぜらる

岡部 安憲君

任秋田縣看守長叙判任官六等、下級俸を給與せらる

天野 猪和司君

任神奈川縣監獄書記、月俸金拾圓給與せらる

栃木縣看守長 小倉 武夫君

非職を命ぜらる

栃木縣看守 矢部 照貞君

任栃木縣看守長叙判任官六等、下級俸を給與せらる

長野縣監獄書記 金子 宗元君

依願本職を免せらる

長野縣監獄書記
記兼看守長

朝野 義之助君

飯田監獄支署長を命ぜらる

長野縣監獄書記 佐藤 直重君

依願本官を免せらる

長野縣監獄書記 石田 彰君

依願本職を免せらる

會 告

(六五九三)

本會雜誌は固より會員諸君の機關たるを期するものに付會員諸君の御投稿は副規に觸るゝの嫌ひあるものを除くの外爾後本誌に掲げ申度就ては

記事に關し意見又は疑義を懐かるゝ諸君

會員に報すべき事實を有せらるゝ諸君

は幸に獄事の爲めに其勞を厭はせらるゝおどなく續々御寄稿相成度希望致候也

一雜誌實費 は昨二十三年九月分(第二十九號)より一部に付金七錢の割を以て東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾氏宛にて送付せられたし

一會費四個月以上不納 の向へは自今本會雜誌の配付を停止すへし

一會費御入金の節は事務所等宛にせられす必ず東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて送付ありたし

一通運會社に依り會費御送付の節は是非持込賃御拂ひ有之度又郵便切手代用は二割増とす

一會計主幹關長磨君病死せり正なるに付當分の内庶務補佐員小林益三郎君(東京集治監書記)石澤庶務局長の監督の下に會計主幹を心得る

右會員各位に謹告候事

大日本監獄協會

本會名譽會員

侯爵 蜂須賀 昭君
伯爵 伊藤 博文君
子爵 板本 武揚君
子爵 山尾 庸三君
芳川 顯正君

本會特別會員

中村 正直君
石井 邦猷君
清浦 奎吾君
小原 重哉君
小野田 元熙君
川合 鱗三君

特別會員禮遇

獄務顧問 フォン、セーパツハ君

大日本監獄協會細則

第一條 雜誌ハ實費ヲ以テ會員ニ頒ツ

實費ハ雜誌ニ關スル一切ノ豫算費額ヲ以テ算出スルモノトス
雜誌ニ掲載シタルモノハ總ヘテ報酬ナ

第二條 總裁トス

推戴員中ヨリ推舉ス

會長 名譽會員中ヨリ推舉ス

副會長 名譽會員中ヨリ推舉ス

名譽會員特別會員又ハ維持會

員中ヨリ推舉ス

庶務局長 一人

維持會員中ヨリ推舉ス

調查局長 一人

維持會員中ヨリ推舉ス

主幹 維持會員中ヨリ推舉ス

庶務委員 二人

維持會員中ヨリ推舉ス

調查委員 二人

維持會員中ヨリ推舉ス

議員 二人

維持會員中ヨリ推舉ス

典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理

公撰議員 十人

在東京維持會員中ヨリ推舉ス

特別調查委員 二人

維持會員中ヨリ推舉ス

之ヲ囑托ス

第三條 總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス

會長ハ會務ヲ提理スルモノトス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル

ハ之ヲ代理ス

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

會計ニ關スル事

庶務ニ關スル事

三 記録ニ關スル事

二 雜誌ノ編輯及ヒ印刷

一 海外通信

二 統計ニ關スル事

三 特別調查委員ニ關スル事

四 衛生ニ關スル事

五 集會ニ關スル事

六 庶務委員及ヒ調查委員

七 庶務又ハ調查ノ事務ヲ分掌スルモノ

八 庶務及ヒ會計主任

一 庶務主任

二 會計主任

三 海外通信主任

四 特別調查委員

五 衛生主任

六 集會主任

七 庶務委員及ヒ調查委員

八 庶務又ハ調查ノ事務ヲ分掌スルモノ

九 庶務及ヒ會計主任

一〇 庶務主任

一一 會計主任

一二 海外通信主任

一三 特別調查委員

一四 衛生主任

一五 集會主任

一六 庶務委員及ヒ調查委員

一七 庶務又ハ調查ノ事務ヲ分掌スルモノ

一八 庶務及ヒ會計主任

一九 庶務主任

二〇 會計主任

二一 海外通信主任

二二 特別調查委員

二三 衛生主任

二四 集會主任

二五 庶務委員及ヒ調查委員

二六 庶務又ハ調查ノ事務ヲ分掌スルモノ

二七 庶務及ヒ會計主任

二八 庶務主任

二九 會計主任

明治廿三年七月十二日改正